

# 令和8年度裾野市農業委員会4月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日(金) 午後1時30分から午後2時40分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄		
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

## 4. 欠席委員

5	杉山 邦利	富岡	杉山 守正				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

## 5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 原 義則 書記 勝又元美 書記 久保裕太郎

## 6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

1	大庭 清宏	2	荻田 弘明
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 2号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて
- (3) 議第 1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第 2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第 3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (6) 議第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

## 7. 会議の概要

議 長

只今から令和8年度裾野市農業委員会4月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議  
 ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、1番 大庭清宏委員、2番 荻田弘明委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太  
 郎氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。報第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に  
 対する受理について 番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について  
 番号1～3

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第1号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思  
います。  
次に、報第2号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて  
番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。報第2号 民事執行法による競売農地の買受適格者証明願いについて  
番号1

(議案朗読により説明)

議長 　ただ今の報第2号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思  
います。  
次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

事務局 　事務局より補足させていただきます。譲受人ですが、新規就農ということで、全協  
の資料のNo.4をご覧ください。

議長 　続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いし  
ます。

地区担当委員 　申請地は青地農地です。  
面積は2,007㎡で、現況は畑です。  
渡人は、平成14年に相続により申請地を取得しましたが、申請地以外にも農地を  
所有しており、耕作管理に手が回らない状況でした。そのため、以前から好意により  
申請地を受人に耕作地として使用を認めていました。  
受人は、農地を所有していませんが、10年以上前から申請地において耕作しており、  
自家消費用のほか、産直市への出荷を行っています。  
このたび、受人が申請地を取得し、引き続き耕作していくことで話がまとまったた  
め、今回の申請に至りました。  
申請地取得後の経営農地は2,007㎡です。通作にかかる時間は、車で5分ほどです。  
必要な農機具は所有しており、従事日数の基準や地域との調和についても問題ない  
かと思えます。  
引き続き露地野菜を栽培する予定です。  
周辺農地への影響は、特に無いかと思われます。ご審議のほどお願いします。

- 議 長 　　ただ今の議第1号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第1号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
- 次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　　はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
- (議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 市川光一委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 　　申請地は市街化区域の農地です。
- 面積は105㎡で、地目は公募、現況ともに畑です。
- 渡人は、平成29年に相続により申請地を取得しましたが、自身での管理が難しくなったため、隣の農地を所有している受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。
- 受人は、所有する農地で主に水稻を栽培しており、購入後は隣と一体的に水稻を作付け予定です。
- 申請地取得後の経営農地は約3,500㎡です。
- 必要な農機具は所有しており、従事日数の基準や地域との調和についても問題ないかと思えます。
- 耕作計画によると、水稻を栽培する予定です。
- 周辺農地への影響は、特に無いかと思われまます。ご審議のほどお願いします。
- 議 長 　　ただ今の議第1号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
- (質問、意見等 なし)
- 議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第1号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
- 次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3～4は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 　　はい。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3～4
- (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きます、地区担当委員 7番 鈴木知華委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 番号3の申請地は3筆で、市街化調整区域内の白地農地です。面積は合計2,429㎡で、地目は公簿が山林及び田、現況は畑です。番号4の申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。面積は合計996㎡で、地目は公簿が田、現況は畑です。渡人は、平成15年に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理ができなくなったため、売却を検討していたところ、受人が譲り受けるとのことで話がまとまり、申請に至ったものです。受人は農地中間管理事業などで農業に取り組んでおり、主にブルーベリーや露地野菜を栽培しております。申請地取得後の経営農地は番号3は約4,500㎡、番号4では約3,000㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。耕作計画によると、ブルーベリーを栽培する予定です。周辺農地への影響は、特にないかと思われまます。ご審議のほどお願いします。

議 長 ただ今の議第1号 番号3～4について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第1号 番号3～4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。次に、議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第2号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1 (議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きます、地区担当委員 推進委員 大庭洋行委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地の現況は、畑となっています。申請者は、市内の借家で暮らしていますが、高齢の母の介護の必要性から、実家近くでの一戸建て住宅の建築を計画しました。売地を含め適地を検討したが、申請地である相続により取得した自己所有地において、「既存集落内の自己用専用住宅」の要件を満たすことが判明し、農振除外の手続を経て、転用の申請に至ったものです。申請地の一部は、もともと農振農用地(青地農地)でしたが、令和8年1月に除外の手続が完了しています。除外後の農地区分は第1種農地に区分され、原則農地転用は認められませんが、既存の集落に接続して設置される住宅は、例外的に許可の対象となるとされており、立地基準は問題ないと考えられます。転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たし

ていると考えられます。

北側は道路、東側は自己所有地の農地、西側及び南側は水路に面しています。

宅地と水路の境には見切りブロックを設置し、農地との境には既存の石積みがあり宅地部分と区切られます。

汚水・雑排水は、合併処理浄化槽を経由して、北側の側溝に放流します。

以上のことから周辺農地への影響は少ないかと思われま。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今の議第2号 番号1について、質疑等がありましたらお願ひします。

高草富一委員 　　市街化調整区域内だが、周りに住宅があるので除外との認識だが、何戸くらいあれば除外となるのか。

事務局 　　都市計画法の部署で適性に審査して、集落性があるとの判断で許可が出ています。何戸あれば除外かは、こちらでは審査していないためわかりかねます。

議 長 　　ほかに質疑等がありましたらお願ひします。  
それではお諮りします。議第2号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願ひします。

事務局 　　はい。議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 大庭洋行委員から議案について説明をお願ひします。

地区担当委員 　　申請地の現況は、田となっています。  
渡人は、令和4年に相続により申請地を相続しましたが、管理に苦慮しており、売却を検討していました。

受人は、全国で太陽光発電事業を行っている法人です。

今回、受人から渡人に土地の買収について相談があり、合意し、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。

また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側は宅地及び農地、東側・南側は道路、西側は線路に接しています。

雨水については、敷地内自然浸透です。申請地内は転圧を行い、隣地への土砂流失を防ぎます。汚水・雑排水はありません。

除草対策については、年に2回草刈りを行い、苦情があった際は別途対応することです。

周囲にはフェンスを設置し、施設に立ち入りができないよう対策します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われま。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　ただ今の議第3号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　はい。議第3号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　続きまして、地区担当委員 2番 荻田弘明委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 　申請地の現況は畑になっています。

借人は、令和8年2月16日に転用許可を受けた特別養護老人ホームの建設工事を請け負っています。工事の際の工事関係車両及び従事者車両の駐車場と現場事務所の設置が建設敷地内で確保することが困難であることから近隣で土地を探していました。

今回、申請地が現場と道路を挟んで向かい側に位置しており、貸人に相談したところ承諾を得られたため、駐車場及び仮設現場事務所敷地の一時転用を申請するものです。

一時転用期間は、1年間であり、使用後は農地へ復元します。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされていて、立地基準は問題ないと思います

工事現場の仮設現場事務所については、手続きが不要であることは確認済みです。

また、その他に建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続きは不要です。

添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、一時転用面積も適正です。

本件は、1年間の一時転用であり、農地復元計画等により、許可期間終了後には農地への復元が確約されており、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は山林及び農地、西側は山林、南側は農地、東側は道路に接しています。

申請地内は、駐車場部分は芝のまま使用され、一部鉄板を敷きます。雨水は自然浸透で隣接の農地には影響ありません。

申請地を農地へ復元することの確約がされていることから、申請地も含め周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 　ただ今の議第3号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

- 議 長            それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第3号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長            それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局           はい。議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1  
利用権設定地は青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。  
面積は、1,975㎡です。  
貸し人は、平成10年に相続により、農地を取得しましたが、管理が難しくなったため、中間管理事業を利用し貸し出すことで借り人と話がまとまり、計画の提出に至ったものです。  
借り人は認定農業者であり、主に水稻の生産を行っています。  
経営農地は約36,500㎡です。経験・技術についても問題はありません。  
貸付期間は、5年間で、使用貸借によるものです。  
耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。  
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
- 議 長            次に、議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2  
事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局           はい。議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2  
利用権設定地は白地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。  
面積は、1,954㎡です。  
貸し人は、平成25年に相続し、農地を取得しています。  
今回借り人は、世帯が別である息子で、農地中間管理事業により利用権を設定することで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。  
借り人は、令和7年12月に隣の畑を中間管理事業で借り、水稻の生産を行っています。  
経営農地は3,699㎡です。経験・技術についても問題はありません。  
貸付期間は、15年間で、使用貸借によるものです。  
耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。  
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
- 議 長            次に、議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号3～4は関連がありますので、一括して説明いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局           はい。議第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号3～4  
申請地は番号3が農用地区域内、番号4が市街化調整区域内の農地です。地目は公簿、現況ともに畑です。耕作利用面積は、2筆合計面積の内4,853㎡です。  
貸し人は、相続により利用権設定地を取得し、ともに農地中間管理事業を活用していましたが、令和8年6月末で6年の期間が満了するため、再度更新するものです。  
借り者は認定農業者であり、経営農地は100,000㎡あり、効率的に管理されており

ます。経験・技術にも問題はありません。貸付期間は6年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、引き続きそばを作付けする予定です。  
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

- 議 長           ただ今の議第4号 番号1～4について、質疑等がありましたらお願いします。
- 高草富一委員   番号2の期間が15年は長いと思うのですが。
- 事務局           別に住んでいる相続人なので、長い期間を設定しました。
- 荻田弘明委員   そばを作ってシカの被害はないのか。
- 事務局           電柵を設置して対策しています。
- 議 長           ほかに質疑等がありましたらお願いします。  
それでは、ご了承いただきたいと思います。  
ではこれをもって令和8年度裾野市農業委員会4月総会を閉会します。

令和8年4月10日（会議録署名人）

1番署名人 大庭清宏

2番署名人 荻田弘明